

# 四半期報告書

(第123期第1四半期)

自 平成26年4月1日  
至 平成26年6月30日

ブラザー工業株式会社

愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号

(E01594)

## 表 紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	1

## 第2 事業の状況

1 事業等のリスク .....	2
2 経営上の重要な契約等 .....	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	3

## 第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等 .....	10
(2) 新株予約権等の状況 .....	10
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	10
(4) ライツプランの内容 .....	10
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	10
(6) 大株主の状況 .....	10
(7) 議決権の状況 .....	11
2 役員の状況 .....	11

## 第4 経理の状況 .....

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	13
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	15
四半期連結損益計算書 .....	15
四半期連結包括利益計算書 .....	16
2 その他 .....	21

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月12日
【四半期会計期間】	第123期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
【会社名】	プラザー工業株式会社
【英訳名】	BROTHER INDUSTRIES, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小池利和
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
【電話番号】	052-824-2102
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部担当 藤井宗高
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15番1号
【電話番号】	052-824-2102
【事務連絡者氏名】	執行役員 財務部担当 藤井宗高
【縦覧に供する場所】	プラザー工業株式会社 東京支社 (東京都中央区京橋三丁目3番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第122期 第1四半期連結 累計期間	第123期 第1四半期連結 累計期間	第122期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (百万円)	139,312	160,436	616,834
経常利益 (百万円)	5,874	14,817	35,613
四半期(当期)純利益 (百万円)	1,336	29,388	19,220
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	11,117	29,508	41,553
純資産額 (百万円)	286,766	330,268	308,310
総資産額 (百万円)	433,862	485,350	469,973
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	5.01	111.19	72.20
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	5.00	110.95	72.06
自己資本比率 (%)	62.4	64.6	62.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を提出しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当社は、平成26年5月8日開催の取締役会において、賃貸用物件として所有していた一部の固定資産の譲渡を決議し、同日付けで不動産売買契約を締結し、平成26年5月29日に譲渡を完了いたしました。

#### (1) 譲渡の理由

当社が保有する賃貸用不動産における賃貸先の退去に伴い、資産効率の向上を目的として当該資産を売却することいたしました。

#### (2) 譲渡する相手先の名称

譲渡先につきましては、譲渡先との取決めにより公表を控えさせて頂きます。

なお、譲渡先と当社の間には、記載すべき資本関係、人的関係及び取引関係はなく、関連当事者にも該当しません。

#### (3) 譲渡資産の種類

土地及び建物

#### (4) 譲渡の時期

契約締結日 平成26年5月8日

物件引渡日 平成26年5月29日

#### (5) 譲渡価額

17,000百万円

#### (6) その他重要な事項

該当事項はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態及び経営成績は次の通りです。なお、文中における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における世界経済は、米国においては、景気に対する先行き不透明感の後退を受け、企業の設備投資意欲が回復するなど、緩やかな回復基調が持続しております。欧州においても、国ごとに濃淡があるものの、緩やかな景気回復が続いております。景気減速が続いている中国経済は、世界景気の持ち直しを背景とした輸出の回復もあり、減速に歯止めの兆候が出始めております。一方、日本においては、景気の回復基調は続いているものの、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減の影響もあり、弱めの動きとなっております。

このような状況の中、当社グループの連結業績は、消費増税の反動減があった日本を除く各地域において、通信・プリンティング機器が堅調に推移したことに加え、産業機器が中国のIT関連顧客向けの出荷が好調だったことなどにより、売上高は前年同期比15.2%増の160,436百万円となりました。営業利益も、上記要因に加え、為替のプラス影響などもあり、前年同期比75.6%増の16,490百万円となりました。経常利益は、営業利益の増加及び為替予約に係る決済差損が減少したことなどにより、前年同期比152.2%増の14,817百万円となりました。四半期純利益は、賃貸用不動産の売却に伴う特別利益の計上や、税効果会計の影響で法人税等が減少したことなどにより、前年同期比で大幅増益となる、29,388百万円となりました。

\*当第1四半期連結累計期間における平均為替レート（連結）は次の通りです。

米ドル : 102.14円 ユーロ : 140.01円

\*前第1四半期連結累計期間における平均為替レート（連結）は次の通りです。

米ドル : 97.94円 ユーロ : 127.35円

セグメント別の業績は、次の通りであります。

##### 1) プリンティング・アンド・ソリューションズ事業

売上高 107,798百万円（前年同期比+10.9%）

○通信・プリンティング機器 95,855百万円（前年同期比+11.0%）

日本国内での販売は、消費税の増税の影響による需要減などにより落ち込んだものの、海外市場においては製品本体・消耗品とも需要が堅調だったことなどにより、全体では増収となりました。

○電子文具 11,943百万円（前年同期比+9.8%）

主に海外市場において、需要が堅調だったことなどにより、増収となりました。

営業利益 11,778百万円（前年同期比+56.9%）

販売費及び一般管理費の増加の影響はあるものの、増収効果および為替のプラス影響などにより、増益となりました。

##### 2) パーソナル・アンド・ホーム事業

売上高 9,366百万円（前年同期比+13.5%）

主に海外市場において、需要が堅調だったことなどにより、増収となりました。

営業利益 712百万円（前年同期比+11.2%）

増収に伴い、増益となりました。

##### 3) マシナリー・アンド・ソリューション事業

売上高 24,978百万円（前年同期比+57.0%）

○工業用ミシン 6,667百万円（前年同期比+7.7%）

中国での縫製産業の需要が低迷したものの、東南アジアおよび欧米における縫製産業の設備投資需要の拡大を受け、増収となりました。

○産業機器 18,310百万円（前年同期比+88.3%）

IT関連顧客向けの需要が堅調に推移し、大幅な増収となりました。

営業利益 4,175百万円（前年同期比+402.3%）

主に産業機器の増収に伴い、大幅な増益となりました。

##### 4) ネットワーク・アンド・コンテンツ事業

売上高 10,687百万円（前年同期比△3.4%）

カラオケ店舗の運営事業は堅調なもの、通信カラオケ機器の更新需要の落ち込みにより、減収となりました。

営業損失 975百万円（前年同期 営業損失 175百万円）

売上の減少に加え、研究開発費などの費用増加の影響により、営業損失となりました。

##### 5) 工業用部品事業

売上高 4,198百万円（前年同期比+11.6%）

北米での事業強化に取り組み、増収となりました。

営業利益 184百万円（前年同期比△41.3%）

増収効果はあるものの、設備投資の増加による減価償却費の負担増などの影響により、減益となりました。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は会社の支配に関する方針について以下の通り定めております。

### 会社の支配に関する基本方針

#### 1) 基本的な考え方

当社グループは、その売上高の70%以上を海外市場で上げており、44の国と地域に生産拠点や販売・サービス拠点を有し、連結ベースでの従業員も3万名を超えております（平成26年3月現在）。当社の企業価値は、当社グループが事業を行っているこれらの国・地域におけるビジネスパートナーとの信頼関係や従業員のモラルに大きく依存しております。

また、当社グループは、企画・開発・設計・製造・販売・サービスなどのあらゆる場面で、お客様を第一に考える「“At your side.”」な企业文化を定着させ、世界各国のお客様から、「信頼できるブランド」と評価いただけます。事業活動を行っております。その実現のため、独自のマネジメントシステムである

「Brother Value Chain Management（ブラザーバリュー・チェーン・マネジメント）」を経営の中核として構築し、常に改善することによって、お客様の求める価値を迅速に提供してまいります。

このような状況において、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を受け入れるかどうかは、当社経営陣による経営方針およびその推進と比較して、最終的には、当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、大規模買付行為の当否について適切な判断を行うためには、当社取締役会を通じ、当該大規模買付行為の内容、当該大規模買付行為が当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無等について、当社株主の皆様に必要十分な情報が提供される必要があると考えます。

注1：特定株主グループとは、

（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）

または、

（ii）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものも含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。）

を意味します。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

注2：議決権割合とは、

（i）特定株主グループが、注1の（i）記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）

または、

（ii）特定株主グループが、注1の（ii）記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。法令の改正等が行われた場合には、上記に相当する実質をもつ内容として適宜調整されるものとします。

#### 2) 当社株式の大規模買付行為への対応方針

当社取締役会は、このような基本的な考え方方に立ち、平成21年6月23日開催の第117回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたうえで、当社株式の大規模買付行為への対応方針を導入し、平成24年6月26日開催の第120回定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいたうえで、所要の修正を行い更新いたしました（以下、更新後の当社株式の大規模買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）。本対応方針は、大規模買付行為についての情報の収集と代替案提示の機会の確保を目的として当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対しては大規模買付ルールの順守を求めることとし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合には、当社取締役会として一定の対抗措置を講じる方針です。

#### 3) 大規模買付ルールの内容

当社取締役会は、大規模買付行為が以下に定める大規模買付ルールに従って行われることにより、当該大規模買付行為についての情報収集と代替案提示の機会が確保され、ひいては当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、（イ）大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち当社取締役会に対して十分な情報を提供しなければならず、（ロ）当社取締役会が当該情報を検討するために必要である一定の評価期間

が経過した後にのみ、大規模買付者は大規模買付行為を開始することができるというものです。具体的には以下のとおりです。

#### ① 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに定められた手続きを順守する旨を約束した書面（以下、「意向表明書」といいます。）をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を示していただきます。

#### ② 情報の提供

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会による意見形成（代替案の提示を含みます。）のために必要十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は以下の内容を含みますが、当社取締役会は、独立諮問委員会に諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを作成いたします。

1. 大規模買付者およびそのグループの概要
2. 大規模買付行為の目的および内容
3. 買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け
4. 大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針および事業計画

大規模買付者から大規模買付情報を提供していただくため、当社は、①の意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると合理的に考えられる場合には、必要十分な情報が揃うまでも、当社取締役会は、独立諮問委員会に諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

#### ③ 取締役会による検討期間

大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまでの間は、大規模買付行為を開始することはできません。

すなわち、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当社取締役会が大規模買付者に交付した日から起算して、最大60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または最大90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、当社取締役会は、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、取締役会としての意見をとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉すること、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

当社取締役会による検討もしくは交渉の結果、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益を最大化させるものであると当社取締役会が判断をした場合には、速やかに取締役会評価期間を終了させ、その旨を開示いたします。

#### 4) 独立諮問委員会

大規模買付ルールに係る当社取締役会の運用の適正性を確保し、大規模買付行為が行われる際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するために独立諮問委員会を設置します。

大規模買付ルールでは、後述の5)において、対抗措置発動にかかる事項を定めておりますが、このような対抗措置を発動する場合など、大規模買付ルールの運用に関する当社取締役会の重要な判断にあたっては、原則として独立諮問委員会に諮問を行うこととし、当社取締役会はその助言・勧告を最大限尊重するものといたします。独立諮問委員会の詳細は後記のとおりです。なお、独立諮問委員会の詳細については、当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するという趣旨に合致する合理的な範囲内で、取締役会の決議により、変更され得るものとします。

## 5) 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者によって大規模買付ルールが順守されない場合には、当社取締役会は、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、当社企業価値ひいては株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択します。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者に新株予約権の行使を認めない旨の条件または当社が新株予約権の一部を取得する場合に、特定株主グループに属する者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項を付するなど、大規模買付ルールを順守しない者への対抗措置としての効果を勘案した条件等を設けることがあります。

大規模買付ルールが順守されている場合、当社取締役会は、大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすことが明らかでない限り、株主の皆様の意思に基づくことなく当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止しようとすることはありません。

当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合として、例えば以下の①から⑤までに掲げられる行為等が意図されている場合を想定しております。

- ①株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ②当社を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲のもとに大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で株式を売り抜ける行為
- ⑤強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式売買を行うことをいいます。）等株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

対抗措置の発動や選択については、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の助言を求め、また社外取締役や監査役の意見も十分尊重し、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会で決定し、適時適切な開示を行います。

上記の対抗措置を発動するに際し、当社取締役会が当社株主共同の利益の観点から株主の皆様の意見を確認させていただくことが適切であると判断した場合には、株主総会を開催することいたします。当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、その時点で株主総会を開催する旨および開催理由の開示を行います。

## 6) 株主・投資家に与える影響等

### ① 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う前提として適切なものであり、当社株主および投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 5)において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意くださるようお願いいたします。

### ② 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、独立諮問委員会へ諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重し、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。ただし、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。ただし、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、無償割当ての中止、または新株予約権の行使期間開始日前日までに当社が当社株式を交付することなく無償での新株予約権の取得を行なうことがあります。この場合、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当につきましては、当社取締役会が別途定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に新株予約権が割当たれますので、新株予約権を取得するためには、新株予約権の割当期日までに振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を実施することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

また、新株予約権の無償割当を行う場合には、当社取締役会が定める日をもって特定株主グループに属する者以外の株主の皆様が有する新株予約権を当社が取得し、これと引換えに当社株式を交付する場合があります。この場合には、特定株主グループに属する者以外の株主の皆様は当社が取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使のための金銭を払い込むことなく、当社による取得の対価として、新株予約権の目的となる当社株式を受領することになります。なお、取得の対象となる株主の皆様には、別途ご自身が特定株主グループに属する者でないこと等を確認する当社所定の書式による書面や、振替株式を記録するための口座の情報をご提出いただくことがあります。

#### 7) 本対応方針の発効日および有効期限

本対応方針は、平成24年6月26日開催の当社株主総会後に最初に開催された当社取締役会の決議をもって同日より発効し、有効期限は、平成27年に開催される当社定時株主総会後に最初に開催される取締役会の終了時点までとします。

なお、本対応方針の有効期間中であっても、関係法令の整備等を踏まえ、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から本対応方針を隨時見直し、取締役会の決議により、必要に応じて本対応方針を廃止し、または変更する場合がございます。ただし、株主総会において株主の皆様からいただいたご承認の趣旨に反する本対応方針の変更は行わないこととし、また、本対応方針の廃止又は変更については、当社取締役会は、独立諮問委員会に諮問のうえ、その助言・勧告を最大限尊重して、行うこととします。

また、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針は廃止されます。

当社は、本対応方針が廃止され、または変更された場合には、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

#### 8) 本対応方針の合理性についての当社取締役会の判断

##### 1. 本対応方針が当社の基本的な考え方へ沿うものであること

本対応方針は、大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、または株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためのものであり、当社の基本的な考え方（前記1）に沿うものです。

##### 2. 本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社取締役会は以下の理由から、本対応方針が当社株主共同の利益を損なうものではなく当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

###### ①株主意思を反映するものであること

本対応方針は、当社株主総会において株主の皆様のご承認を得て、その株主総会終了後の当社取締役会の決議をもって発効しております。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

###### ②独立性のある社外者の助言・勧告の尊重

当社は、本対応方針の運用の適正性を確保し、大規模買付行為が行われた際に当社取締役会が行う判断の公正性、透明性をより一層担保するために独立諮問委員会を設置いたします。当該独立諮問委員会は、諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議内容に基づいて当社取締役会に対し助言または勧告し、当社取締役会は、当該助言・勧告を最大限尊重します。

###### ③「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた設計

本対応方針は、平成17年5月27日付の経済産業省・法務省の「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足し、かつ平成20年6月30日付の企業価値研究会の「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されています。

#### ④ 廃止が困難なものでないこと

本対応方針は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。また、当社取締役の任期は1年であることから、大規模買付者が自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、特に長期の期間を要することなく本対応方針の廃止が可能です。

#### (独立諮問委員会の詳細)

##### 1. 構成員

独立諮問委員会の委員は、当社の業務執行者から独立している者で、員数は3名以上とし、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、企業・経済活動に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者の中から、当社取締役会が選任します。

独立諮問委員会の委員の任期は、選任後1年内に終了する事業年度に関する定時株主総会後、最初に開催される取締役会終了時までとします。再任は妨げません。また、当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社と締結します。

ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではありません。

なお、取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議をした場合、独立諮問委員会委員の任期は本対応方針の廃止と同時に終了します。

##### 2. 決議要件

独立諮問委員会の決議は、原則として、独立諮問委員会委員のうち3分の2以上が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立諮問委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができます。

##### 3. 決定事項その他

独立諮問委員会は、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、主として以下の各号に記載された事項について精査、検討、審議等のうえ決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に対して助言・勧告します。当社取締役会は、この独立諮問委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行います。なお、独立諮問委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としません。

- ① 大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲
- ② 大規模買付者が大規模買付ルールを順守したか否か
- ③ 大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益に回復し難い損害をもたらすものであるか否か
- ④ 対抗措置の発動の可否、およびその内容の妥当性
- ⑤ その他当社取締役会が諮問した事項

また、独立諮問委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、合理的な範囲内における当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができます。

また、当社の取締役、監査役、従業員その他の独立諮問委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立諮問委員会が求める事項に関する説明を求めることができます。

なお、独立諮問委員会は、当社取締役会の諮問がある場合のほか、定期的に委員会を開催し、中期経営計画の進捗状況をはじめ、当社の経営状況について、当社取締役その他独立諮問委員会が必要と認める者から報告を受けるものとします。

### (3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費は、9,510百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### (4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、現在及び将来の事業活動のために適切な水準の流動性維持及び、柔軟で効率的な資金の確保を財務活動の重要な方針としております。この方針に従って、当社グループは、グループ会社が保有する資金をグループ内で効率よく活用するキャッシュマネジメントシステムを構築し運用しております。また、手元流動性の補完として複数の金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。これらの結果、資金の偏在をならし、グループ全体で借入を極力削減する体制を整えております。

#### 流動性管理

当社グループは、現金及び現金同等物と未使用のコミットメントラインを合わせた金額を手元流動性として位置付けております。当第1四半期連結会計期間末現在、当社グループは現金及び現金同等物79,785百万円を保有しております。

また、複数の金融機関と合計20,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、未使用額は20,000百万円です。これらを合わせると、当社グループは手元流動性を99,785百万円確保しております。これにより、季節的な資金需要の変動、1年以内に期限の到来する借入、事業環境リスク等を考慮の上、通年に渡り十分な手元流動性を確保していると考えております。

#### 資金調達

運転資金等の短期資金は、原則として期限が1年以内の短期借入金を現地通貨で調達することとし、生産設備等の長期資金は、内部留保資金の他、固定金利の長期借入金及び社債等で調達することを基本方針としております。当第1四半期連結会計期間末現在、短期借入金の残高は709百万円で、主な通貨は日本円であります。また、長期借入金の残高は13,606百万円であり、主に日本円による固定金利調達であります。

当社は、株式会社格付投資情報センターから格付けを取得しています。当第1四半期連結会計期間末現在、長期債及び発行体格付けがA、コマーシャルペーパーがa-1であります。金融・資本市場へのアクセスを保持するため、一定水準の格付けの維持は重要と考えております。

当社グループでは、営業活動によりキャッシュ・フローを生み出す能力に加えて、コミットメントライン契約を含めた手元流動性、健全な財務体質により、当社グループの成長を維持するために必要な運転資金及び設備投資・研究開発資金等を確保することが可能と考えております。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
計	600,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	277,535,866	277,535,866	東京、名古屋 各証券 取引所(市場第一部)	単元株式数100株
計	277,535,866	277,535,866	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	—	277,535,866	—	19,209	—	16,114

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

### ①【発行済株式】

平成26年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 11,759,400	—	単元株式数100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 265,534,700	2,655,337	同上
単元未満株式	普通株式 241,766	—	—
発行済株式総数	277,535,866	—	—
総株主の議決権	—	2,655,337	—

(注) 1. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,900株含まれております。

また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数29個が含まれております。

2. 「完全議決権株式（その他）」の欄には、株主名簿上は当社名義であるものの、実質的に所有していない株式が1,000株含まれておりますが、「議決権の数」欄には、当該株式に係る議決権の数10個は含まれおりません。

### ②【自己株式等】

平成26年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有 株式数の割合 (%)
(自己保有株式) プラザー工業(株)	名古屋市瑞穂区苗代町 15番1号	11,759,400	—	11,759,400	4.24
計	—	11,759,400	—	11,759,400	4.24

(注) 1. 上記のほか、株主名簿上は当社名義ですが、実質的に所有していない株式が1,000株あります。

2. 所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、14,639,400株であります。

## 2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

# 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流动資産		
現金及び預金	71,357	86,186
受取手形及び売掛金	90,490	83,283
有価証券	3,017	2,408
たな卸資産	103,406	107,103
その他	23,973	30,878
貸倒引当金	△1,994	△1,544
流动資産合計	290,252	308,316
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	49,413	49,565
その他（純額）	51,008	52,854
有形固定資産合計	100,422	102,419
無形固定資産		
のれん	4,321	4,661
その他	15,596	15,646
無形固定資産合計	19,917	20,308
投資その他の資産		
投資有価証券	37,627	36,889
その他	23,152	18,844
貸倒引当金	△1,399	△1,427
投資その他の資産合計	59,380	54,306
固定資産合計	179,720	177,033
資産合計	469,973	485,350
<b>负债の部</b>		
流动负债		
支払手形及び買掛金	42,771	43,247
短期借入金	1,466	709
未払法人税等	2,640	8,766
賞与引当金	9,097	5,061
役員賞与引当金	52	14
製品保証引当金	4,800	4,529
著作権費用引当金	1,077	1,051
その他	54,889	45,683
流動負債合計	116,797	109,064
固定负债		
长期借入金	12,900	13,606
役員退職慰労引当金	378	401
退職給付に係る负债	13,402	13,030
その他	18,184	18,979
固定負債合計	44,865	46,017
负债合計	161,662	155,082

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	19,209	19,209
資本剰余金	16,682	16,694
利益剰余金	268,156	294,212
自己株式	△14,074	△18,643
株主資本合計	289,974	311,473
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,209	5,502
繰延ヘッジ損益	△1,534	△43
為替換算調整勘定	4,494	2,211
退職給付に係る調整累計額	△5,978	△5,706
その他の包括利益累計額合計	1,190	1,963
新株予約権	532	532
少數株主持分	16,613	16,298
純資産合計	308,310	330,268
負債純資産合計	469,973	485,350

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	139,312	160,436
売上原価	80,802	88,977
売上総利益	58,509	71,459
販売費及び一般管理費	49,120	54,968
営業利益	9,388	16,490
営業外収益		
受取利息	256	248
受取配当金	98	119
持分法による投資利益	—	19
デリバティブ評価益	—	551
その他	409	179
営業外収益合計	764	1,119
営業外費用		
支払利息	50	56
売上割引	564	715
為替差損	2,785	1,897
持分法による投資損失	136	—
デリバティブ評価損	628	—
その他	112	122
営業外費用合計	4,278	2,792
経常利益	5,874	14,817
特別利益		
固定資産売却益	18	16,328
抱合せ株式消滅差益	144	—
その他	42	6
特別利益合計	205	16,335
特別損失		
固定資産売却損	33	8
固定資産除却損	53	74
減損損失	89	31
その他	7	5
特別損失合計	183	119
税金等調整前四半期純利益	5,896	31,032
法人税等	4,372	1,600
少数株主損益調整前四半期純利益	1,523	29,432
少数株主利益	187	43
四半期純利益	1,336	29,388

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,523	29,432
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,475	1,342
繰延ヘッジ損益	△510	1,490
為替換算調整勘定	8,629	△3,027
退職給付に係る調整額	—	270
その他の包括利益合計	9,593	76
四半期包括利益	11,117	29,508
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	10,752	29,453
少数株主に係る四半期包括利益	364	54

## 【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

連結財務諸表に及ぼす重要性が増したため、当第1四半期連結会計期間より、ブラザーアンタナショナル（フィリピン）コーポレーション、ブラザーアンタナショナル（マレーシア）、ブラザーアンタナショナル（インド）、ブラザーアンタナショナルセールス（インドネシア）、ブラザーアンタナショナル（台湾）、ブラザーアンタナショナル（ベトナム）、ブラザーアンタナショナル（コリア）、バタンガス ブラザープロパティー、日静貿易（上海）有限公司、日静減速機製造（常州）有限公司、ブラザーマシナリー（ベトナム）、株エクシング・ミュージックエンタテイメントを連結の範囲に含めております。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から、給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の基礎となる期間の決定方法について、従来は従業員の平均残存勤務年数に近似した年数を用いておりましたが、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する方法に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が668百万円減少し、退職給付に係る負債が208百万円減少し、利益剰余金が142百万円減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

なお、セグメント情報に与える影響は軽微であるため、記載を省略しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間の固定資産売却益は、賃貸用物件として所有していた一部の土地及び建物の売却によるものであります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次の通りであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	5,960百万円	6,118百万円
のれんの償却額	386	332

## (株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

## 1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月14日 取締役会	普通株式	3,225	12.0	平成25年3月31日	平成25年6月4日	利益剰余金

## 2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

## 1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月16日 取締役会	普通株式	3,189	12.0	平成26年3月31日	平成26年6月3日	利益剰余金

## 2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及びその取得方法について決議し、当該決議に基づき一部実施いたしました。この結果、第1四半期連結累計期間において自己株式が45億6千8百万円増加し、当第1四半期連結会計期間末において自己株式が186億4千3百万円となっております。

## (セグメント情報)

## 【セグメント情報】

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	プリンティング・アンド・ソリューションズ	パーソナル・アンド・ホーム	マシナリー・アンド・ソリューション	ネットワーク・アンド・コンテナ	工業用部品
売上高					
外部顧客への売上高	97,223	8,256	15,912	11,063	3,762
セグメント間の内部売上又は振替高	—	—	—	—	—
計	97,223	8,256	15,912	11,063	3,762
セグメント利益又は損失（△）	7,504	640	831	△175	313

(単位：百万円)

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2 (注) 3	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 4
売上高				
外部顧客への売上高	3,093	139,312	—	139,312
セグメント間の内部売上又は振替高	2,274	2,274	△2,274	—
計	5,367	141,586	△2,274	139,312
セグメント利益又は損失 (△)	283	9,398	△9	9,388

- (注) 1. その他には不動産事業等を含んでおります。  
 2. セグメント間の内部売上又は振替高の調整額△2,274百万円はセグメント間取引消去であります。  
 3. セグメント利益又は損失の調整額△9百万円はセグメント間取引消去であります。  
 4. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## II 当第1四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	プリンティング・アンド・ソリューションズ	パーソナル・アンド・ホーム	マシナリー・アンド・ソリューション	ネットワーク・アンド・コンテナツ	工業用部品
売上高					
外部顧客への売上高	107,798	9,366	24,978	10,687	4,198
セグメント間の内部売上又は振替高	—	—	—	—	—
計	107,798	9,366	24,978	10,687	4,198
セグメント利益又は損失 (△)	11,778	712	4,175	△975	184

(単位：百万円)

	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2 (注) 3	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 4
売上高				
外部顧客への売上高	3,406	160,436	—	160,436
セグメント間の内部売上又は振替高	2,310	2,310	△2,310	—
計	5,716	162,746	△2,310	160,436
セグメント利益又は損失 (△)	635	16,510	△20	16,490

- (注) 1. その他には不動産事業等を含んでおります。  
 2. セグメント間の内部売上又は振替高の調整額△2,310百万円はセグメント間取引消去であります。  
 3. セグメント利益又は損失の調整額△20百万円はセグメント間取引消去であります。  
 4. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行ております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月 30 日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月 30 日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	5円1銭	111円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	1, 336	29, 388
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	1, 336	29, 388
普通株式の期中平均株式数（千株）	266, 610	264, 311
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	5円0銭	110円95銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	514	567
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

平成26年5月16日開催の取締役会において、次の通り剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額……………3,189百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………12円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成26年6月3日

(注) 平成26年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行っております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月5日

プラザー工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渋谷英司印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤達治印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているプラザー工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、プラザ工業株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。